

土壌環境施策に関するあり方懇談会（第8回）議事録

1. 日 時 平成20年3月25日（火）9：28～11：10
2. 場 所 KKRホテル東京 孔雀の間
3. 出席委員 座 長 高橋 滋
委 員 石渡 秀雄
大塚 直
荻原 勉
奥村 彰
神谷 文吾
佐藤 泉
佐藤 雄也
正保 剛
鈴木 一男
中杉 修身
廣田 裕二
細見 正明
前川統一郎

（欠席は、嘉門雅史委員、斎藤政賢委員、早瀬保行委員、藤井良広委員）

4. 委員以外の出席者

環境省

白石水環境担当審議官、坂川土壌環境課長、藤塚地下水・地盤環境室長、高澤土壌環境課課長補佐、佐藤土壌環境課課長補佐

5. 議 題

土壌環境施策に関するあり方について

6. 議 事

（坂川土壌環境課長）

おはようございます。定刻まで2分ほどありますが、委員の先生方皆さんおそろいでございますので、ただいまから第8回の土壌環境施策に関するあり方懇談会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、嘉門委員、斎藤委員、早瀬委員、藤井委員から、御欠席との連絡を受けております。

次に、本日の配付資料につきまして、お手元の資料を御確認いただきたいと思います。きょうの懇談会の議事次第の裏に、配布資料一覧と書かれておりますので、こちらを参照ください。

資料1が「委員名簿」でございます。それから資料2が「懇談会報告（案）」でございます。それから資料3が「資料集」でございますが、これは最終的に報告書がまとまりましたときに、巻末に参考資料として添付することを考えている、そのような資料でございます。それから資料4が「調査件数について」ということになります。

本日の資料は以上でございますので、足りないものがございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、議事進行を高橋座長にお願いいたします。

(高橋座長)

おはようございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

「土壤環境施策に関するあり方について」として、本日は、本懇談会の取りまとめについて御議論いただきたいと思います。

まず、前回の懇談会におきまして、法律の対象範囲に関連して、調査件数についてデータの精査が必要ではないかとの御指摘がございました。また、汚染土壤が不適切に処理された事例について、もう少し説明してほしいとの御指摘もございました。

これにつきまして事務局の方から説明したいとのごことでございますので、合わせて事務局から説明してください。

(高澤課長補佐)

それでは、資料4を最初にごらんいただきたいと思います。「調査件数について」という資料でございます。

前回の懇談会におきまして、土壤汚染調査件数のデータに関しまして、何点か御指摘をいただきました。御指摘の内容は、履歴等調査、いわゆるフェーズ1調査のみを行った調査件数の扱い、同一サイトでの調査の重複(ダブルカウント)の状況、あるいは土壤環境センター調査と環境省調査での数字の違いなどがございます。

これらについて、資料4の方に整理をいたしましたので御説明をさせていただきたいと思います。

全国で行われている土壤汚染の調査について、法対象、条例・要綱対象、自主調査の割合に関しましては、以下に示します(1)、(2)のとおりでございます。

まず、(1)の調査結果でございますが、こちらについては前回の会議までに出しておりません。新しい数字の集計でございます。こちらの方ができましたので報告いたします。

こちらの方は、環境省が、大臣が指定する指定調査機関につきまして、平成18年度の活動状況を把握するために、全指定調査機関に対して行った調査の結果でございます。1,661の指定調査機関のうち、1,595機関から回答がございました。回答率は96%でございます。これによりますと、調査の実施件数、こちらの方は受注件数ベースの数字でございますけれども、平成18年度で1万4,032件の件数でございます。その内訳を見ますと、法対象が368件で3%、条例・要綱対象が1,597件で11%、その他の自主調査が1万2,067件で86%という内訳になっております。

本調査の集計対象についてでございますけれども、元請受注の件数となっておりまして、下請受注との重複回答はございません。また、履歴等調査のみを行った調査については、件数から除外しておりますので、土壤を採取して行った調査のみが集計の対象としております。

ただし、受注件数ベースの報告になっておりますので、同一の調査サイトで複数の調査が発注された場合、例えば同じ現場で段階を踏みまして表層調査と深部のボーリング調査などが別の発注で行われることがございますが、そういった場合には複数件数として報告がされておりますので、調査のサイト数との関係で言いますと、上の表の調査件数よりも少ないといえます。しかしながら、法律、条例、自主調査のいずれも、受注方法に大きな差はないと考えられますので、調査サイト数に占めるそれぞれの割合は、表に示している調査実施件数の割合と大きく変わらないものと考えられます。

続きまして、2ページ目の(2)でございます。こちらの方は、土壤環境センターの方の調査結果でございます。前回の懇談会の資料で、土壤環境センターの調査データということでお示し

させていただいたところですが、ちなみに前回の資料では、調査実施件数が1万2,434件、法対象1%、条例9%、自主調査90%という数字を載せておりましたが、前回の数字には、土壌を採取せずに履歴等調査のみを行った件数が入っておりまして、今回はそれを除きました数字ということで示させていただいております。

こちらの方、18年度の土壌センター会員企業に対する調査の結果でございますけれども、調査の実施件数、同じく受注件数のベースでございますけれども、6,322件でございます。内訳を見ますと法律が割合で2%、条例が9%、自主調査が89%という数字になっております。こちらの数字を1ページ目の(1)の環境省の調査と比べていただきますと、法律、条例、自主調査の割合は、ほぼ同じ割合となっていることがわかりいただけると思います。

なお、(1)の環境省調査と同様でございますけれども、集計対象は元請受注件数となっております。下請受注との重複回答はございません。また、受注件数ベースの報告で同じでございますので、同一の調査サイトで複数の調査が発注された場合には、複数件数とカウントされているところも(1)と同様でございます。

次に、下の調査の実施による「汚染あり」の内訳というところをごらんください。

土壌環境センターの調査ではアンケートの中で、調査の結果、汚染があったかどうかについて聞いております。その中で「汚染あり」と回答があったものについての数字を下の方の表に示しております。これによりますと、調査実施件数6,322件のうち、「汚染あり」と回答があったものが3,245件でございます。内訳が、法律件数の割合で3%、条例が12%、自主調査85%となっておりまして、ほぼ上の調査実施件数の割合と、さほど変わらない割合で汚染が判明している状況がわかります。

続きまして3ページ目、「参考」でございますが、こちらは環境省の方の調査でございますが、法施行状況調査結果についてでございます。これは前回の懇談会で、土壌環境センター調べの調査件数と数字が違っているとの御指摘もございましたので、説明を補足させていただきます。

まず、こちらの件数なのですが、都道府県・政令市から報告をいただいている数字でございます。都道府県・政令市が把握できたものについての調査事例数であるということを、御理解いただければと思います。

棒グラフに示しておりますのは、全体が調査実施件数でございます。色の濃い部分が調査の結果基準を超過した事例の件数になっております。下の表に、法律の施行後ということで、平成15、16、17年度の数字を抜き出して書いております。これを見ていただきますと、(1)、(2)で示しました調査結果、調査実施件数と比べて、事例数が少なくなっておりますが、その理由としましては次のようなことが考えられます。

理由の1つ目でございますけれども、(1)、(2)で示した数字は受注件数ベースの集計でありましたが、こちらの法施行状況調査は、調査サイト数ベースの報告になっておりますので、そういった集計になっているというところが違う点でございます。なので、こちらの法施行状況調査の方は、サイトの重複というのはいない数字にはなっております。

また、理由の2つ目なんですけれども、その他の自主調査について、都道府県・政令市により把握されている割合が少ないという状況でございます。

参考までに、表の合計の欄に、3カ年度の合計について、それぞれの法、条例、自主の割合を示しております。

資料4につきましては以上です。

続きまして、資料3をごらんいただきたいと思います。

資料3の7ページ目を開いていただきたいと思います。7ページ目に搬出汚染土壌に関する不適正処理事例というものを載せております。こちらの方は、地方公共団体から得た情報を整理したものでございます。

7 ページ目の上の部分の「その 1」につきましては、これまでに既に 3 事例御紹介しましたので、説明は省略いたします。本日は「その 2」、「その 3」という部分を資料として追加いたしましたので、簡単に御紹介いたします。

④につきましては、再生土を他者に販売するために保管していると称して堆積された土壌から、環境基準を超えるふっ素が検出した事例でございます。⑤は、解体用の自動車保管場所の造成地の土壌から、環境基準を超える六価クロムが検出されたものでございまして、造成用に購入して搬入した土砂に六価クロムが含まれていたと見られる事例でございます。⑥は、残土受入地において土壌汚染調査を行ったところ、環境基準を超えるひ素及びふっ素が検出された事例でございます。⑦は、谷の埋め立て用に用いられた搬入土を、県が土を採取して分析しましたところ、環境基準を超えるふっ素が検出された事例でございます。

つきましては 8 ページ目にいつていただきまして、事例の「その 3」という方でございます。

⑧は、条例に基づく届出の区域を越えて、その区域外に残土を搬入・埋め立てというものが行われまして、その搬入された残土を調査しましたところ、環境基準を超えるひ素が検出されたという事例でございます。⑨は、駐車場を他の用途に利用しようとする際に、土壌の調査を行ったところ、環境基準を超える鉛が検出されたと。こちらの方は、原因は駐車場を造成した当時の搬入土壌が原因であることが判明したというものでございます。⑩は、条例で許可された残土受入地の土壌から、環境基準を超えるふっ素が検出された事例でございます。最後、⑪でございますが、市有地の土壌から環境基準を超えるひ素が検出された事例でございます。こちらの方は、店舗建設のために造成用に運びこまれた土砂に、ひ素が含まれていたと見られております。

以上、汚染土壌に関する不適正処理事例についてでございます。

以上で説明を終わります。

(高橋座長)

ありがとうございました。

2 つについて御説明いただいたわけですが、今の内容につきまして、御質問等がございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

奥村委員。

(奥村委員)

今の不適正処理事例というやつですけれども、これ全部で 11 件ですけれども、これがすべてなんですか。何百件もあるのかなと思っていたら、日本じゅうで全部で 11 件ということですか。それが 1 つ。

それからもう一つは、ちょっとこれ確認したいのですけれども、資料 4 の方ですが、自主調査の件数が、センターの環境省のも多いんですけれども、常識的に考えて法対象というのは、いろいろがんじがらめといいますか、いろいろ規則で決まっているわけですから、一度やればそれで終わりだと思うのですが、自主的な調査ということになると、ちょっと様子を見て汚染ありということなら、本当かなというのでさらに詳しくとか、幾らも重複して実施することがあるかと思うのですけれども、そういう理解で正しいでしょうか。

(高橋座長)

今のデータの内容についての御説明ですから、事務局に御説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(高澤課長補佐)

まず、汚染の事例の方でございますが、都道府県の方に確認等いたしまして、事例を情報収集いたしました。今回紹介したのは、土を実際に採って分析して、基準を超えたというものを載せておりまして、事例の中にはちょっと疑わしいような事例も数は集まったんですけれども、ここに今回載せた事例といたしましては、はっきりその基準を超えた土壌が判明したというものを載せているところでございます。

先ほどの法対象の調査なりのやり方なんですけれども、こちらの方、説明で申したんですけれども、土壤環境センターにも確認したんですけれども、法対象、条例、自主調査のやり方で、それほど大きく変わるものではないというふうには聞いておりますので、そういった面で、やり方というものはそんなに変わるものではないと思っております。

（高橋座長）

まず、都道府県については、全部出してくれという聞き方をしたのですか。いかがなんですか。まず、前半のことですが。

（高澤課長補佐）

全部ではないです。つかんでいる情報の範囲で、情報提供いただいたということでございます。

（高橋座長）

そういう意味では、多分サンプル調査だというふうに理解しておいてよろしいかと思います。あと後半については、奥村委員、何か。

（奥村委員）

同一サイトが含まれておる可能性が高いというようなことを確認したかっただけなので、そのようなお答えと認識したものですから。

（高橋座長）

はい。わかりました。

次に、前川委員、いかがでしょうか。

（前川委員）

今の奥村委員の御質問に、ちょっと補足なんですけれども、おっしゃるとおり法対応等につきましては、そこで一回で終わりということも多いんですけれども、ただ、法対応や条例対応、また自主調査にかかわらず、大体調査というのは資料調査を除くと、最初に概況調査として表面部分の調査をして、そこで汚染が見つかれば次に詳細調査をするんですね。その詳細調査の段階で、場合によってはそれを2回か3回に分けて実施するというケースもありますので、大体押しなべてみると、サイト数で見ると、この調査件数の2分の1から3分の1ぐらいになるのかなというふうに思っているかと思います。

（高橋座長）

はい。では、そのように理解することにいたします。

前川委員。

（前川委員）

先ほどの「不適正な処理」というふうな表現なんですけれども、これ不適正と言いますと、汚

染土壌というのがわかっていながら、残土として持ち込んだという事例と、汚染土壌というのがわからずに持ち込まれたという事例と分かれるんじゃないかと思います。特に、この事例を見ますと、ほとんどの場合がふっ素やひ素という事例ですけれども、ふっ素やひ素というのが、もともと自然界にも多くあるもので、自然的原因によって基準を超えるという事例も多いと思います。このようなことが、この件数にもかなり含まれているのではないかと思いますので、そうやって見た場合に、すべてが不適正というふうに言うてしまうということがいいのかどうかという点について、もうちょっと考える必要があるかというふうに、私は思っています。

(高橋座長)

データの見方として、そういう御指摘もいただいたということにいたします。いかがでしょうか。

前回の積み残しのテーマでございますので、これはこれで終わらせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、「土壌環境施策に関するあり方について」、御議論いただきたいと思います。前回、懇談会の取りまとめの方向性について御議論をいただきました。その議論を踏まえまして、事務局の方で懇談会の報告案を用意しておりますので、その内容について、事務局から説明してください。

(佐藤課長補佐)

それでは御説明いたします。

資料2の「土壌環境施策に関するあり方懇談会報告(案)」をごらんください。

前回、第7回の懇談会の御議論などを踏まえまして、事務局の方で第7回資料「懇談会の取りまとめの方向性(案)」を修正して報告案を作成しました。主な修正箇所につきましてはアンダーラインを引いております。

それでは、主な箇所を御説明してまいります。

まず、1ページの「1. はじめに」でございます。この部分は全面的にアンダーラインを引いておりますけれども、今回つけ加えたものです。第1回懇談会のときの資料をもとに設置の趣旨ですとか経緯を記載しております。

続きまして2ページにまいります。「(1) 土壌汚染対策法の背景」です。真ん中にアンダーラインが引いております。前回、「我が国に土壌汚染が相当多数かつ広く存在する可能性があるので、健康被害を防止する観点から過去の負の遺産ともいえる土壌汚染に適切に対応していくことが必要と考えられた」と記述しておりました。前回、法制定時の議論をよく調べて書くようにとの御指摘をいただきましたので、平成14年1月の中央環境審議会の答申、今後の土壌環境保全対策の在り方についてに使われていた記述をそのまま使うようにしました。書いたことは、「また、土壌汚染は放置すれば人の健康に影響が及ぶことが懸念されることから、国民の安全と安心を確保するため、その環境リスクを適切に管理し、土壌汚染による人の健康への影響を防止する必要があると考えられた。」と記載しております。

同じく2ページの下(2)の「土壌汚染の把握について」でございます。ここも全面的に修正しております。同様に、平成14年の中央環境審議会の答申の該当部分の表現を全面的に使って記述しております。記述した内容ですけれども、「土壌汚染による環境リスクの管理の前提として、土壌汚染が存在する土地を的確に把握することが必要である。平成14年1月の中央環境審議会の答申「今後の土壌環境保全対策の在り方について」では、汚染の可能性のある土地について、一定の機会をとらえて土壌汚染の調査を行うことが必要と考えられた。具体的には、「土壌汚染の可能性が高いと考えられる有害物質を取り扱ったことのある工場・事業場(例えば、水質汚濁防止法に規定する特定施設であって、対象物質を製造・使用・処理する施設を設置する工

場・事業場)について、工場・事業場としての管理がなされなくなる、工場・事業場の廃止時や用途の変更時に調査を行うこと」が適当であると考えられた。また、「土地の改変時に、土壤汚染の可能性の有無にかかわらず、すべての場合に調査を行うことを義務づけることは、国民に過重な負担を求めるものとなり適切でないと考えられた。」というふうに記載してございます。

続きまして、3ページの(3)の表題の土壤汚染対策の対策についてでございます。ここは以前、土壤汚染地のリスク管理についてとなっております。これにつきまして、リスク管理は対策の中身の考え方であるので、「対策」の方がよいという御意見がございましたので、修正しております。

続きまして、4ページにまいりまして施策の部分です。

まず、(1)の表題につきまして、記載内容に合わせまして「土壤汚染の調査と土壤汚染対策法の対象について」に修正しました。

それから真ん中のアンダーラインが引いておりますデータの部分です。これは、先ほど高澤の方から御説明しましたように、フェーズ1調査を除いた件数ベースで記載しております。

それから(1)の下の方で「情報が開示され」、それから「見直しを含め検討が必要」というふうにアンダーラインを引いております。この部分は、情報の開示が重要だという指摘がありましたので挿入しました。

それから、前回は見直しのところについては、法律の対象の入り口となる調査契機について見直しが必要と考えられるとしておりましたけれども、御議論を踏まえまして、「見直しを含め検討が必要」というふうな表現に改めました。

続きまして6ページの(3)にまいります。「ブラウンフィールド問題」でございます。

ここは、前回ブラウンフィールドの定義がわかりにくいという御指摘がございました。また、一方で、諸外国で確立した概念なので、表現を合わせた方がよいという御意見がありました。そこで書いた内容ですけれども、「諸外国では、土壤汚染問題が社会経済上も深刻化し、米国においては2002年にいわゆるブラウンフィールド法が制定され、対応がなされている。同法ではブラウンフィールドについて「危険物や有害物質の存在、あるいは存在の可能性があるために拡張、再開発または再利用することが難しくなっている不動産」と定義されている。典型的なものは、例えば、土壤汚染のために、工場跡地を住居用地として再開発する計画が断念されたり、土地売却が困難になっている事例である。」というように記載しております。

なお、前回の定義につきましては、その下の米印のところに参考として記述しております。

続きまして8ページのところでございます。最初の説明書きの部分ですけれども、国民の理解の促進が重要だという御指摘が前回ありました。そこで、「より理解が得られやすくするための」というふうな文言をつけ加えております。それから、前回、法律の対象範囲を見直すとともにという記述につきまして、今回法律の対象範囲の「見直しを含めて検討する」というような記述に直しております。

続きまして、同じ8ページの(1)の「サイトごとの汚染状況に応じた合理的かつ適切な対策の促進方策について」です。これにつきましては、「また、以下の施策はブラウンフィールド問題を緩和する効果も期待されるものである。」というような、ブラウンフィールド問題の緩和にもつながるという御意見がありましたので、つけ加えました。

それから、8ページの下(イ)でございます。前はこれは(オ)で記述しておりましたけれども、場所を(イ)に持ってきて、また丁寧にわかりやすく記述いたしました。(イ)ですけれども、「指定区域について、人の健康被害の生ずるおそれの観点から次のように分類して指定し、名称にもその旨を反映する仕組みを検討すべき。汚染が判明して、都道府県知事が指定する際に、(i)一般人が立ち入ることができる場合や、地下水が飲用される等の可能性がある場合であるため、摂取経路を遮断する対策(盛土、封じ込め等)が必要な区域、(ii)(i)以

外の区域（土地の形質の変更により汚染が拡散したり、搬出される汚染土壌が不適切に処理されないよう管理が必要な区域）に分けて指定する。また、（i）（ii）の区域において摂取経路を遮断する対策が実施された場合は、（iii）対策が実施済みである区域に分類する。これにより、対策の必要があるかどうかや、対策が実施済みであるかどうかが明確になり、関係者の理解が得やすくなることが期待される。」というふうに書いてございます。

それから続きまして（ウ）です。これは、前回は（イ）に書いておりましたけれども、ここの部分もわかりやすく記載しました。「指定区域は、土壌汚染が存在するため、土地の形質変更によって汚染が拡散したり、搬出される汚染土壌が不適正に処理されないよう管理が必要となる。さらに指定区域のうちで、一般人の立ち入りや地下水の飲用等の可能性がある場合は、健康被害の生ずるおそれがあるので対策が必要となる。指定区域については、（イ）の通り、対策が必要な区域と管理が必要な区域に分類して指定する仕組みが考えられるが、その際の対策が必要かどうかを判断するための対策発動基準を指定基準とは別途定めることを検討すべき。」また、「なお、この対策発動基準は、土地の利用用途ごとに定めることを検討すべき。」というふうに記載しております。

続きまして、9 ページの一番下の（オ）でございます。前回はここの部分は、単に土地所有者等が実施する土壌汚染対策の計画について、地方公共団体が関与、チェックする仕組みを検討すべきと記述しておりましたけれども、その趣旨、必要な理由を記載いたしました。「土地所有者等が実施する土壌汚染対策について、対策の適切さを確保するとともに、行政の確認を受けたいという土地所有者等のニーズに答え、対策について信頼や安心が得られるようにすることが必要である。」というふうにつけ加えました。

続きまして、10 ページの（カ）でございます。これもパラグラフを追加しております。これは、どういう場合にどういう対策がよいのかわかりにくいという御意見があり、具体的にわかりやすく紹介していくべきという御指摘がありましたので、つけ加えました。つけ加えた内容は、「汚染状況や土地利用に応じた適切な土壌汚染対策の方法について、対策を実施する土地所有者等やその他の関係者に分かりやすく説明、紹介するガイドラインを策定することを検討すべき。」といたしました。

続きまして（キ）ですけれども、ここはリスクコミュニケーションに係る人材を育成し、だけではなく「派遣活用する仕組み」が重要という意見がありましたので、修正しております。

続きまして（2）の「法制度と自主的な調査・対策の関係のあり方」、①法律の対象範囲についてでございます。

ここににつきましては、前回御議論がございました。また、前々回の懇談会におきまして、自主的な調査のデメリットや、またその解決方策として、仮に法対象範囲を拡大とした場合の留意点等について御議論がございました。これを踏まえまして修正しております。

修正したところですが、それでも、「自主的な調査・対策が広く行われるようになることは望ましいことであるが、法律の対象とならない部分については、次のような問題がある。（i）土壌汚染の可能性のある土地であっても、いつまでも調査が行われないおそれがある。また、調査方法等について、行政がチェックする仕組みがない。（ii）汚染に関する情報が開示されないの、土地売買の際に土壌汚染の情報が引き継がれない可能性があり、将来的な管理が担保されない。

（iii）」、次のページですけれども、「土壌汚染地の形質変更により汚染が拡散したり、搬出される汚染土壌が不適正に処理されるおそれがある。（iv）土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある場合であっても、適切な対策が講じられないおそれがある。」とつけ加えております。

それから、次のパラグラフにいきまして、情報開示のところに、ここは御意見がありましたので、挿入いたしました。

それから、法律の対象範囲の見直しのところですが、御議論を反映しまして「見直しを含めて検討すべき」であるとしております。

それから、次のパラグラフを追加しております。ここは、法律の対象範囲の見直しについて、慎重な意見もございましたので、その趣旨を記述しております。「なお、見直しの検討にあたっては、土地所有者等の過重な負担とならないよう配慮が必要である。また、現時点で見直す必要があるかどうかについて、さらに慎重に検討すべきであるという意見があった。」というふうに修正しております。

続きまして11ページの、同じく（i）の下の方にアンダーラインを引いております。ここは、仮に法対象範囲を広げるとする場合に、どのような機会とするかで、土地の改変または土地の売買が考えられますが、平成14年の中環審の答申では、「工場・事業場の廃止時や用途の変更時」になっておりますけれども、これは土地の改変または土地の売買の時点が重なる場合が多いと考えられますので、その旨の記述をしております。

続きまして13ページにいきまして、②の自主的な調査の促進、（ア）でございます。ここは、自主的な調査で汚染が判明し情報開示する場合には、地方公共団体とも連携することが必要と考えましたので、修正しております。

それから同じく13ページの「③法律第4条調査について」でございます。ここは、前回趣旨がわかりにくいという御指摘がありましたので、丁寧に記述しております。

続きまして14ページの「（4）搬出汚染土壌の適正処理を確保するための制度の充実」についてでございます。ここは、前回法律の対象範囲が見直されれば汚染土壌の処理についても規制がかかることとなりという表現がありましたが、法律の対象範囲の見直しを前提とした記述となっていましたので、その部分は削除しました。その代わり「一定の規制がある」旨の柱書きの説明を、前の方の説明文に挿入いたしました。

それから15ページにまいりまして、「（5）調査・対策の信頼性の確保、調査・対策手法の充実」でございます。その①の調査・対策手法の充実、低コスト化でございます。このところは、まず対策と調査に分けて記述いたしました。それから、（ア）ですけれども、「搬出される汚染土壌量が抑制されるよう、原位置浄化の記述開発・普及を推進すべき。」という御意見がありましたので、その旨を記載しました。

それから16ページにいきまして③、（ウ）でございます。ここは、土壤汚染に係る民間の専門的資格者を導入すべきという御意見がありましたので、その旨、記載しております。

続きまして（6）の「経済的な方策について」の17ページの（エ）の、企業会計の部分でございます。この部分につきましては、今年度末を目標に、今月中と伺っております、間もなくかと思われますけれども、資産除去債務に関する会計基準の策定が、今、目指されております。最終的な表現につきましては、それに合わせて記述したいと考えております。この部分につきましては、藤井先生とも相談しつつ、表現を調整したいと考えております。

それから、19ページにまいりまして、「規制対象物質等について」の①のところでございます。（7）から（9）までにつきましては、前回、懇談会の時間が足りず、御意見がある場合は事務局までお寄せいただくことになっておりました。お寄せいただいた意見をもとに修正しております。その規制対象物質ですが、前回は対象物質を今後見直ししていくべきという記述でしたけれども、慎重に検討すべきという御意見がありましたので、「見直しを検討すべき。」というふうにしております。

最後ですけれども、20ページの②、（イ）でございます。ここは生活環境保全について慎重に検討すべきという御意見がございましたので、「技術的知見を深めていくべき。」というふうに記述しました。

以上でございます。

(高橋座長)

はい。どうもありがとうございました。

それでは、今、御説明がありました資料の内容につきまして、御議論いただきたいと思います。

最初に、本体の4に入る前の冒頭部分でございます、「1、はじめに」ですね。1ページの部分。それから、2の「土壤汚染の特徴と土壤汚染対策法の考え方について」、これが2ページ、3ページ。そして3の「現状と主な課題」ということで、4ページから7ページ。ここの部分につきまして、御意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

特に1ページの最初の「はじめに」は、今回初めて記述されたところでございますし、また、2ページの(2)につきましても、大分全面的な修文が加えられております。この辺について、御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤泉委員。

(佐藤(泉)委員)

2ページの、土壤汚染対策法の制定の背景のところですが、書き加えていただいて、私はこのとおりだと思います。この前提として、既に日本の過去の高度成長期等の企業活動によって相当土壤汚染の数が存在しているという前提で、したがって、その環境リスクを管理する必要があるということだったのではないかと思います。

ですから、立法の段階で、汚染の判明事例が増加し、それから社会的関心が高まっているというだけではなく、潜在的に土壤汚染の件数が相当あると認識されていたこと、そしてそれらについてリスクを管理する必要があるということではなかったのかと思います。

(高橋座長)

潜在的な土壤汚染の可能性というのを、法制定時には意識していたのではないかというような御指摘があったんですが、いかがでしょうか。

大塚委員、制定時にも関与されたと思いますが。

(大塚委員)

そういうことだったと思いますし、必ずしも行政の方も含めて、十分な対応がなされていなかったという時代がかなり続いてきたということがあって、リスク管理の必要が非常に高いということで、法律が制定されたということだったと思います。ですから、私としては今の佐藤泉委員がおっしゃったことは、もし入れていただけたらありがたいと思います。

(高橋座長)

ほかに御意見ございますでしょうか。

それでは、正保委員。

(正保委員)

潜在的な汚染が存在していたというのは、法律の対象の目的が健康被害の防止ということですので、健康被害、健康リスクというのですか、それが相当程度あるというのが認められていたということがあれば、そういう記載もあると思うのですが、そのような事例があったかどうかについては疑問であるのですが。

(高橋座長)

ほかに意見ございますか。

大塚委員。

(大塚委員)

今の点は、余りここで議論してもどうかと思うところはあるのですが、汚染されていて、その地下水を飲んでいるということがもしあれば、健康リスクというのはもちろんあり得るわけですね。だから、潜在的にはあるけれども、健康リスクがどうだというのは、そこで井戸水を飲んでいる等々の状況によりますので、リスクとしてはもちろんあるということだと思いますけれども。

(高橋座長)

では、奥村委員、いかがですか。

(奥村委員)

これは、今、ある法律のできた背景をまとめて書いてあるわけですね。当然、その法律ができたときの答申というものもあるでしょうから、それということであれば、それを引用しておいたらいいいのではないのでしょうか。一事不再理といいますか、今、はやっているみたいですけど。

ここでむし返しても、しょうがないのではないかと思います。

(高橋座長)

では、事務局、いかがでしょうか。

(坂川土壌環境課長)

今の問題は、前回もいろいろ議論がありまして、前回は土壌汚染が相当多数かつ広く存在する可能性があるのか、そういうような文言もあったわけです。それで、おそらく法律制定当時はそういう考え方もあったのだらうと思いますけれども、結果的に審議会などで議論されて、どうということになったのかということに、なるべくそれを踏まえて書いた方がいいんじゃないかということで、今回の文言になっているわけでありまして。

ご参考までに、平成14年のときの答申でどのように書かれているかと言うと、今回修正したアンダーラインのところ、これは書いてありますが、それ以外に例えばこんな表現があります。

「一方、工場跡地等における土壌汚染については、これまで明らかになることが少なかったが、近年、工場跡地等の再開発・売却の際や環境管理の一環として汚染調査を行う事業者の増加、都道府県等による地下水の常時監視の拡充等に伴い、重金属、揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化してきている」と。このような表現はありますけれども、結果的に今回お示しした案の、汚染の判明事例が増加していたということと、非常によく似ているのではないかと。そこで、主だったところは言っているのではないかということで、今回このような案をお示したところでございます。

(高橋座長)

多分、この間の議論で、今御紹介いただいた審議会の答申を忠実に引用しようということだったと思いますので、この表現で大体それを言い尽くされているということであれば、このままに、できればしたいなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

佐藤泉委員、よろしいでしょうか。

では、そのような形で、ここは修文なしというところで進みたいと思います。

それ以外につきまして、御指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。3のところまで、7ページまでというところでございますが。

神谷委員、いかがでしょうか。

(神谷委員)

4ページの(1)の一番最後のところ、「調査契機について見直しを含め検討が必要と考えられる。」と。土壤汚染による健康被害防止の目的から、もう少しデータを集積、分析した上で、法律の対象の入り口となる調査契機について見直しを含め検討が必要であるというふうに記述していただくとありがたいと思います。

(高橋座長)

ここの部分は、多分後の方でも対象の拡大といいますか、調査契機の拡大については議論がございますので、そこと合わせて少し議論させていただきたいと思います。神谷委員、それでよろしいでしょうか。

では、ここは1セットでちょっと議論させていただくというところをお願いしたいと思います。が、それ以外につきまして。後で議論するということで、それ以外の点につきまして、御議論いただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、佐藤泉委員、どうぞ。

(佐藤(泉)委員)

4ページの調査契機の見直しを含め検討が必要という(1)のところなんですけれども、全体を読んでいて、猶予が非常に多いんじゃないかというお話が最初のところにあったんですけれども、調査の契機には当たっているけれども、実際猶予されて転々売買されているというところは、どこかで指摘、把握されているのでしょうか。

(高橋座長)

それは、この文章の中で。

(坂川土壤環境課長)

また後ろの方の12ページのところに(ウ)というのがありまして、法律の対象範囲に関連することではありますが、今、御指摘の猶予の件は、(ウ)にあります。「法律第3条ただし書きに基づき調査が猶予されている土地において」云々というところでございますが、結果的にここでその議論を踏まえて書いているということになります。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。まあ、冒頭の部分でございますので、前回もここはかなり議論したところでございますので、それを踏まえて必要な。

はい。では、正保委員。

(正保委員)

先ほどの資料4で、環境省の調査の結果というのですか、自治体からの、都道府県・政令市が把握された結果というのが御報告されていたんですけれども、前川委員からも御指摘がございましたが、実際の調査件数の重複を除くというふうに考えますと、こちらの方がより正しい結果で

あると思います。

と申しますのは、資料4の1枚目にあります指定調査機関の調査実施件数が1万4,000件とございますが、これの大体2分の1から3分の1ぐらいが、サイト数としては正しいのではないかという前川委員の御指摘でございましたね。それから見ますと、例えば、これは総数なので少しずれておりますけれども、環境省が都道府県・政令市から把握した結果では1,149件ということですから、環境省による指定調査機関の調査結果1万4,000の10分の1ぐらいになりますが、それにある程度近い数字であると思いますので、土壤環境センターの調査結果についての説明がここにあり、その上に3行だけ環境省での把握結果というのがございますが、ここにも同様の説明をされた方がいいと思います。

(高橋座長)

もう一度、ちょっと御確認させていただければ、4ページの、具体的にどこの部分についての御提案でしょうか。

(正保委員)

4ページの、この上の、「例えば、平成17年度に都道府県が把握した法律に基づかないものも含んだ土壤汚染の調査事例は」云々という、この3行がございましたけれども、ここの中身ですね。この下に10行ほど、土壤環境センターの調査結果ということで、中身は詳細に説明されてございますけれども、この上の部分にも同じように対比して説明された方がいいんじゃないかということです。

(高橋座長)

もうちょっと詳しく御説明いただいた方がいいのではないかと。こちらの方が、ある意味では実態に近い数字なんじゃないかと、こういう御意見だったと思いますが。

そこはいかがでしょうか。

これは、都道府県の方の話ですね。

(坂川土壤環境課長)

御指摘の内容が、この1,149件の中身として、法対象、条例・要綱対象、その他の割合がどうなっているのかということも書くべきであるということでしょうか。

もし、そういうことであるならば、それは必ずしもここに書くのは適切ではないというふうに考えておまして、というのは、これはあくまでも都道府県・政令市が把握できたものですから、つまり自主的なものというのは、実は余り把握できていないというふうに考えておりますので、法対象と条例とその他の割合ということで示すのは、余りその実態を反映していないのではないだろうか。それを反映するのは、むしろこの土壤環境センターの方の調査の方がよりよいだろうということで書いているわけです。

ただし、ちょっと御指摘がありましたけれども、この土壤環境センターの調査は、受注件数ですから、調査サイト数ではないということは、それは必要があれば注釈するなり、そこは書く必要はあるかもしれません。

(高橋座長)

まあ、3ページも、その旨ちょっと注意書きがございますので、これ以上細かく書くことはできない。こういう趣旨だったと思います。

正保委員、その後半のことについてはいかがですか。

(正保委員)

そういう、ただし書きを付け加えていただいたらいいかと思います。

(高橋座長)

では、そこは適宜加えていただくということで、お願いしたいと思います。

ただ、ここは微調整ですので、ここら辺はお任せいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは一応、導入部ということでもございますし、かなり御議論もいただいた訳ですから、8ページ以降の「4、土壤環境施策のあり方」のところに移りたいと思います。

ただ、ここには10ページの(2)にございますが、「法制度と自主的な調査・対策の関のあり方」の①ですが、法律の対象範囲についてという項目が含まれています。ここは、かなり前回御議論がございましたところで、修文もされているところでございますので、まず、ここについて、先ほど神谷委員からも関連する御発言をいただきましたので、ここでちょっとお時間をいただきまして、内容を確定させていきたいと思います。

この部分について、御意見ございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

奥村委員。

(奥村委員)

これは質問でもあるのですけれども、3ポツ、これの表現が。4ページの3ポツですけれども、「現状と主な課題」となっておりますね。「課題」ですね。

(高橋座長)

元に戻ったわけですか。

関連して。

(奥村委員)

これ、4ポツですね。4ポツのその10ページ、一番下のローマ数字の(i)のすぐ上、「次のような問題がある」となっていますね。これは「課題」とすべきじゃないかなと思うんですけど、これ民間会社の中の報告書ならば、こういうものを書いたら、問題だと言ったら、だれだそんなことをしたのはと言って、処罰される人が出てくるというような話なので、これは検討すべき課題というので「課題」であるというのが正しいのではないかという気がするんですけど、その辺、霞ヶ関では、同等に扱っておられるのですか。

例えば、この報告書、ホームページに載せると、英文で出すというときに、これどうするんですか。アウトスタンディング・イシューとか、何かそんなふうを書くんだと思うのですが。

(高橋座長)

すみません。もう一度、場所を確認したいと思います。

(奥村委員)

10ページの下の方に、ローマ数字の(i)がありますね。

(高橋座長)

小さい。はい。

(奥村委員)

ローマ数字の（i）のすぐ上の「ような問題」。

(高橋座長)

「次のような問題がある」と。

いかがでしょうか。事務局ばかり聞いてもあれですので、そういう修文の御提案が出たということですが。

(大塚委員)

「問題がある。」というのを何に変えるという御趣旨ですか。ちょっとよくわからないのですが。

(高橋座長)

「課題」に変えたいという御提案だったですね。

(奥村委員)

「検討すべきでも課題」でも結構ですけれども。

(前川委員)

特に私も、今の奥村委員のように、「問題」という表現でなくても「課題」という表現でも、特に問題ないかと思えますし、違和感も特にないですね。

(高橋座長)

それでは、ここは単に単語を入れかえる話ですので、一応、でも検討すべきというのを入れていただいて、「検討すべき課題がある」という形で修文することにいたします。

(大塚委員)

検討すべきということではなくて、1から4は、こういう問題があるということが言いたいわけですね。法律の対象とならない部分については。だから、検討すべきじゃなくて、これは問題としてこういうものがあると挙げているので、課題でもいいんですけど、検討すべきというのをつける必要は、もうないんじゃないかと思うんですけども。

(高橋座長)

わかりました。では、そういう御指摘をいただきましたので、「課題」というふうに単純に変更させていただきます。

どうぞ。神谷委員、お願いします。

(神谷委員)

「土壌環境施策のあり方」の8ページの6行目ですが、「また、土壌汚染地が的確に把握され」云々というところがあります。この対象範囲の見直しということになっています。1つは、国民に過重な負担をかけずに土壌汚染地が的確に把握されということを入れた方が良いと思います。

もう一つは、やはり健康被害防止の目的から、具体的なデータを用いて法律の対象範囲を見直

すことを入れるようにした方が良いと考えます。

以上です。

(高橋座長)

2点、ちょっと御指摘いただきましたが、この辺、いかがでしょうか。

(細見委員)

ちょっと質問ですが、先ほど神谷委員がおっしゃられましたけれども、「具体的なデータに基づいて」ということですが、例えば具体的にどういうことを。

(神谷委員)

現在、今、開示されているデータがありますね、5年間で。

(細見委員)

開示されているデータ。

(神谷委員)

開示というか、現在、把握されたデータがあります。

(細見委員)

それは、資料4で。

(神谷委員)

そうです。資料4です。

(細見委員)

そのもので。

(神谷委員)

はい。データの集積がまだ足りないというふうに理解しているわけです。

もっと数を把握してから、調査契機とか対象範囲を見直すべきと。そういう意見です。

(細見委員)

確認ですが、資料4には、今回新しく指定調査機関の調べ、環境省調べが新しく追加されて、土壤環境センターの調べについても、受注件数等、いろいろもう一回再確認をしていただいたデータと、それから都道府県・政令市が把握した調査事例数が載せられていますけれども、これでも足りないという趣旨でしょうか。

(神谷委員)

そうです。

(高橋座長)

では、中杉委員、いかがでしょうか。

(中杉委員)

もう、ここら辺の数字、前から議論があるんですけども、例えば前、奥村さんがそう言われたのをちょっと正確に覚えていないんですが、仮に両方がフィフティ・フィフティだったとしても、これは例えば10倍、10回繰り返して調査したとしても、フィフティ・フィフティじゃないんですよ。フィフティ・フィフティと仮にしたって、半分が把握されないという状態がいいのかどうか。そこのところで、余り細かい議論をする余地はないんじゃないかと、私は思っていますけれどもね。

この数字が確定かどうかというのは、もちろん議論はあります。ただ、かなりの部分が把握できていない。その割合が非常に大きい。非常に大きいというのは、これはまた表現がありますけれども、これは問題があるレベルであるということは、今までのデータで理解できているんじゃないかというふうに、私は思いますけれどもね。

(高橋座長)

では、奥村委員です、はい。

(奥村委員)

中杉委員のおっしゃっていること、非常によくわかるんですけども、何か多分、私の推測では、神谷委員が情緒的といいますか、感覚的というか、もう少し正確なところの数字がほしいとおっしゃっているのではないかというふうに、私は感じています。単なる、これは感想ですが。

(高橋座長)

大塚委員、いかがでしょうか。

(大塚委員)

中杉委員のおっしゃることに賛成ですけども、把握できていないところについては、何が起きているかわからないということになってしまうので、それ自体がちょっと問題だということが1つあると思います。

それから、もう一つは、同じ汚染があるところでも、法の対象になっているところと、そうでないところとで、全く扱いが違っているということ自体がどうかという、公平性の問題というのがあると思いますし、それから、健康被害があるかどうかのデータというのは、それなりに大事だとは思いますが、健康被害のおそれがある場合に、実際に健康被害の事例が出るのを待っているというおかしなことになる可能性もありますので、その点はちょっと慎重に対応した方がよろしいのではないかと思います。

(高橋座長)

いかがでしょうか。いろいろな先生方に、御意見をいただきたいと思いますが佐藤泉委員、いかがでしょうか。

(佐藤（泉）委員)

きょう、配布された資料3の12ページのところなんですけれども、東京都の調査結果によって、法対象外でこれだけの汚染が既に発見されているということがあると思うんですね。したがって、単に調査件数としてカバー率が低いというだけではなくて、法対象外での汚染発見の数が非常に多いというのは、この自治体の経験から明らかです。自主的調査が多いというだけではなくて、法対象外で見つかっている汚染が非常に多いということは、私は非常に重要な事実じゃな

いかというふうに思っています。

(高橋座長)

では、鈴木委員、いかがでしょうか。

(鈴木委員)

千葉県の事例で、少し補足をさせていただければと思いますが、自主調査によって汚染が判明した事例で、県に報告のあったものが22件ございます。指定区域は12件でございます。この自主調査の22件の内訳ですが、水質汚濁防止法の特定施設の関係で見ますと、特定施設があるものが9件、それから特定施設のないものが13件で、そちらの方が多くなっております。

この13件の内訳を、さらにいただいた報告から追っていきますと、なぜ判明したかという原因ですが、事業場の製造工程で汚染物質を不適切に扱ったのではないかと考えられるものが4件、それから、過去に事業所内で埋設したと思われる廃棄物が原因ではないかというのが4件、どうしてもその原因がわからないものが3件あります。そういう事例から見て、やはりその対象範囲が、今の法律の枠内では十分ではないと、私どもでは考えております。

(高橋座長)

重要な論点でございますので、今回は先生方にひととおり御発言いただきたいと思います。

(神谷委員)

対象範囲の見直し、調査契機の見直しについては、もう少し具体的にデータをもとにやったらいかがかということであります。いきなり見直すということではなくて、特に健康被害に関するデータも参考にして、変更をしていったらいかがかと。

(高橋座長)

石渡委員、いかがでしょうか。

(石渡委員)

今、佐藤委員の方からお話があった、都の条例の関係を含めて、ちょっと意見を述べさせていただきます。

まず、条例で、いわゆる工場廃止時、ここでなぜ法対象外があるかといった場合に、法の対象は基本的には水質汚濁防止法の特定施設、下水道法の特定施設というものの廃止のときだけです。東京都の条例は、それ以外に、過去有害物質を取り扱った工場、作業場も対象にしており、その結果、土壤汚染が判明しております。対象範囲の見直しにつながる参考データとなります。

それからもう1点。土地改変時、3,000平米以上を対象にしている理由ですが、背景は、やはり工場の廃止時というのは、やはりつくった法律の施行以後じゃないと、過去の土地取引とか、いろんなものに影響を与えて、遡及適応というのはなかなかできないそのため、土壤汚染の法令規制がない時代の土地に対しては、土壤汚染の状況をチェックし必要に応じて汚染拡散防止措置を講じてもらうように一定規模以上の土地改変時も対象にしております。

この土地改変時は遡及適用させないための対応策ですが、重要な点は最初から調査を義務づけているのではなく、土地履歴で判断し明らかに調査が不要な場合は確認だけでよいとしていることとであります。

この法律の対象範囲の検討も、そういうことを頭に入れて御検討いただければということでございます。

(高橋座長)

都道府県の方から、実務上を踏まえて御意見をいただいたというふうに思いますが、まだ、御発言していただけていない方もいらっしゃいます。

前川委員、では、またどうぞお願いします。

(前川委員)

健康被害の防止という観点から見た場合、重要なのは土壌汚染の的確な把握だということは、言うまでもないと思いますけれども、そういう点から見た場合には、土壌汚染の現在の把握状態というのが、法律では十分とらえ切れていないというのは、大方の意見じゃないかと思います。

ただ、もう一つ、神谷委員のおっしゃった中で重要なことは、過重な負担とならないようにすることが大事だと思いますけれども、これに関しては11ページに、「なお書き」で、書いてありますけれども、「見直しの検討にあたっては、土地所有者等の過重な負担とならないよう配慮が必要である。」というところがありますので、このあたりは非常に重要だと思いますので、これも踏まえた見直しを行うという表現となっているので、そういう点で見た場合に、このような表現でいいのかなというふうに、私は考えます。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。ほかの先生方、いかがでしょうか。

廣田委員、お願いします。

(廣田委員)

今の御議論と少し、若干観点が違うのかもしれませんが、今のままでも繰り返し話が出ているように、過重という表現が適切かどうかわかりませんが、やり過ぎるほど調査・対策をしていて、そこではもう少し適正なとか合理的なところまで、言葉はちょっと悪いかもしれませんが、落としてもいいのではないかという意見、議論が繰り返しあったわけだと思います。

そこで一方では、お金がないとか、気づかなかった、善意、悪意問わず、本来は健康被害にもつながるようなものが、見逃されてといいますか、ブラウンフィールド問題というのが、実は余り顕在化していないというわけですが、その辺にメスを入れていけば、法適用の対象範囲をそのあたりにもかけていくとすると、それがどんどん顕在化していつてしまうのではという懸念があります。データがないので観測というか推測の域を出ませんが、そういう感触を持っています。

したがって、社会全体としてかけられるお金を、今、バランスよくかけられていない。要するにお金がある方は、過剰なほどしっかり後くされなくというところで、本当はしたいんだけどなかなかできないという方が、一方ではいらっしゃるというところを、うまくバランスよく配分できるような方向に持っていけば一番いいのではないかと、そういうふうに感じております。

以上です。

(高橋座長)

どうも。いかがでしょうか。

佐藤委員。

(佐藤(雄) 委員)

私も、過重な負担がかからないという、それは非常に大切なことだと思うんですけども、私は、前川委員が先ほど言われた意見に賛成でして、データ的に見ると、やはり十分データはそろっていると、私は思います。ですから、対策の面で、過重な負担というのは、1つにはルールがないために調査内容に精粗があつて、もう一度調査しなくちゃならないというような事例が結構見られるものですから、そういった意味のコストを下げるということも、非常に大切な視点ではないかと。そのための改善を講ずるというのは、非常に大切なことではないかというふうに考えています。

(高橋座長)

はい。では、大塚委員、いかがでしょうか。

(大塚委員)

付加的に1つ、申し上げておきたいんですけども、例えばこの8ページ以降のサイトごとの適切な対策の促進方策というところは、ある意味、土地の利用用途ごとに、今までよりも発動基準を下げるということも意味しているわけで、これは調査の対象をふやすこととセットだと思うんですね。

今回、調査の対象をふやすというのは、今の法律が、存在意義自体が多少、ひょっとすると疑われる可能性もあるぐらい調査の対象が少ないという問題がありますので、これすべてに関連することだということは、申し上げておきたいと思います。

以上です。

(高橋座長)

大体、委員の先生方から、ひとあたり御意見出たと思いますが、全体としては原案でいこうという御意見が多かったと思うんですけども、なお、やはり……。

神谷委員、奥村委員、何か御意見ございますか。

(奥村委員)

これで結構かと思うのですが、ちょっと私、千葉の鈴木委員がおっしゃったことに感心したんですけども、ちょうど内訳を説明されましたですね。ああいうデータが今後必要じゃないかと。多分、その他とおっしゃった中には、よくわからないが自然由来かもしれないというようなものも含まれていると思うんですがね。一方、東京都は東京都でちゃんとやっておられると。

この、およそ土地というような動かないものを、ローカルなニーズによって適切に処理されている事例ではないかと思うんですね。そういう意味で、千葉と東京では適切に処置されてきたと思うんですけども、私が気にしているのは、日本じゅう全国一律に、そのとんでもないような人口密集地と、道を熊しか歩いていないようなところまで、全部一律でいいのかということを申し上げてきたつもりなんですけれども。

以上です。

(高橋座長)

はい。全国一律みたいな話が、ちょっと論点として出てきましたが。

大塚委員、何かございませんか。

(大塚委員)

それは条例でやればよくて、法律でやらなくてもいいんじゃないかという御趣旨かと思うんですけれども、それについては1つ、土壤汚染というのは環境基本法で定めている公害ですので、全国的な対応が必要だということが1つございますし、それから、先ほどから御議論があるように、健康被害が問題になっていますので、これは全国的に対応した方がいいということがあろうかと思います。

それから、搬出土壤の問題のことを考えると、これはまさに都道府県とか市町村とかを越えて、全国的に広がっていく可能性があるということがございますし、さらに不動産取引と大いに関係するというのは、ここでもう御議論があったことですが、不動産取引は全国ベースですので、これも全国的に対応する必要があるということがございまして、いろんな観点から法律で対応する必要が極めて高いと思います。

(高橋座長)

実は、私も昔、地方分権推進委員会の参与もやっていましたし、今でも多少、地方分権に関与しているのですが、健康問題となりますと、これはある意味では最低限の全国一律な規制というものが、必要ではないかと私自身思います。

都市部とそうでないところを包括した上で、適切な裁定基準をつくっていくという、そういう観点が、多分重要なんじゃないかなと思います。もちろん、これは私自身の感想でございます。

(奥村委員)

ナショナルミニマムは賛成です。

(高橋座長)

ああ、そうですか。どうもありがとうございました。

ただ、どうですか、具体的な御提案、多少、神谷委員からもございましたけれども、これよろしいですか。この辺はもう、もし問題であれば、どんどん御指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。

奥村委員からは、いいという御指摘をいただいたんですが。

(中杉委員)

今、議論しているところ、ちょっと別な点で、ここ。

(高橋座長)

いや、ちょっと待っていただけますか。

(中杉委員)

この章を全部見るならば、ということですけども。

(高橋座長)

ああ、そうですか。はい、どうぞ。

(中杉委員)

先ほど前川委員が、資料3のところの御説明で指摘があった部分なんですが、11ページの一冊上のところで、搬出土壤が「不適正に処理されるおそれ」、「不適正」という言葉がよくないのかなという議論がありましたよね。これは、自然由来の土壤を動かしてしまうという話も、こ

れは本当は法律ではいけないんですけれども、今は法律がかかっていないところでやっているわけですから。

そういう意味では、正確に言うのだったら、搬出される土壌がリスク管理ができない状態で処理されるおそれがあるという表現をした方が、より正確な表現になるかなと。今、法律でしばっていない部分も、不適正だと言ってしまうと、ちょっと語弊があるのかもしれない。

そういう意味では、実際にはリスク管理ができていないよというふうな表現の方が正確かなと思いますので、そちらに直していただいた方がいいかなと思います。

(高橋座長)

もう一度。重要なところですので、どこの箇所でしょうか。

(中杉委員)

11ページの2行目のところです。

(高橋座長)

11ページの2行目。

(中杉委員)

「汚染土壌が不適正に処理されるおそれがある。」というところは、不適正という定義がまた難しいですし、実際にはリスク管理ができない状態で処理されるおそれがある。その方がよろしいのかなというふうに思いますけれど。

(高橋座長)

リスク管理という言葉はちょっとなかなか。どうでしょうか。国民の皆さんはわかりますかね。

(大塚委員)

中杉先生に、御趣旨をもうちょっと伺いたいんですけど、割と廃棄物の不法投棄に似たようなイメージで、私はとらえていたのですが、ここでリスク管理というふうに書いた方がよろしいでしょうか。

(中杉委員)

いや、不適正という言葉自体が、ちょっと先ほど前川委員がおっしゃったように、今の事例の中に法律上、正しくないということでないものもあり得るという意味では、正確に記すならば、その方がいいかなと。今、やっていることが、新しく制度が変わればもちろん不適正になるかもしれないですけど、現状ではそうではないのでという意味。

(大塚委員)

わかりましたが、14ページの(4)の標題の適正処理というのと、多分同じパラレルになっていると思いますので、そんなに中杉委員がお考えになっているような不適法というわけでは、必ずしもないんじゃないかと、私は思っていますけど。余り、中杉先生に異議を申し上げるつもりはないんですけれども、すみません。

(中杉委員)

大塚先生がそういうふうに解釈できると言っていただけるならば、それで結構です。

(高橋座長)

では、適正な管理がされないというようなことでいいのではないですか。

そんな形で、適正な管理がされない形で処理されるおそれがあると。こんな形でよろしいでしょうかね。

では、そういう形で修文させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。これで、ここの部分は確定させていただきたいと思います。

どうでしょうか。全体としてはそういうことで、今後、いろいろな形でデータを集めるという、そういうことを踏まえた形で、ここの部分はこういう表現でとどめておくという形で、全体、何となく落ち着いているのではないかなというふうに思いますが、神谷委員、それでよろしいでしょうか。

それでは、そういう形で、ここの部分については確定させていただきたいと思います。

それ以外にございますが、(2)の部分を中心に、今御議論いただいています、いかがでしょうか、この部分。積み残しがあるとまずいと思いますので、なお、御提案いろいろいただければと思います。

大塚委員、いかがでしょうか。

(大塚委員)

では、ちょっと細かいかもしれませんが、13ページのところでもよろしいですか。(2)の中ですけれども。

(高橋座長)

①が中心なのですが。

(大塚委員)

①だけですか。③についてちょっとお伺いしたいんですけれども、後の方がよければ。

(高橋座長)

③ですか。まあ、できれば後で。

では、①の部分はよろしいでしょうか。(2)の①の部分は、このような形で一応議論を踏まえてある程度の修正をしたということで、まとめさせていただきたいと思いますが。

事務局、何かございますか。大丈夫ですか。

では、そういうことで、それ以外の部分について御議論させていただきたいと思います。

では、大塚委員、③について。

(大塚委員)

今日、修正いただいた部分ですけれども、13ページの③の(ア)のところですが、基本的な趣旨は全然異存ないんですけど、ちょっとお伺いしたいのは、「都道府県知事の調査命令の発動にあたり」というふうにあるので、都道府県知事が主体となっているようにも見えるんですけども、その前段階として「土地所有者等が」という話になっているので、土地所有者等が主体になっているようにも見えますので、この都道府県知事と土地所有者等の連携がどういうふうになるのかというのが必ずしもよくわからないので、御説明いただけるとありがたいと思います。

(高橋座長)

内容の質問ということだと思いますが、いかがでしょうか。

(佐藤課長補佐)

13ページの(ア)ですけれども、都道府県知事は、4条調査命令を発動するかしないかというふうに今、なっているんですけれども、土地所有者からフェーズ1調査を求めるようなことは、今、仕組みとしてございません。

そこで、例えば周辺で地下水の汚染が見つかった際に、どこの土壤汚染地が疑われるかということで、都道府県知事が絞り込みで逡巡することが多いという状況でございます。そこで、可能性が考えられるようなところの土地の所有者に対して、都道府県知事が履歴等調査を求めて、それに応じて土地所有者が自分の土地の土壤汚染の可能性について履歴等調査を都道府県知事に提出し、その結果を都道府県知事が判断して、4条調査の対象はこの土地だというふうに発動できるような仕組みを検討すべきというような趣旨でございます。

(大塚委員)

はい。わかりました。

(高橋座長)

では、よろしいですか。

そういう意味では、(2)のところにつきましては、①、②、③と、ここまで議論させていただいたということにさせていただきたいと思います。

それでは、きょうはこの部屋は、次の会議があるということで、12時には必ず終わらなければいけないということになっておりますので、残りの(1)から、(2)を飛ばして(9)まで、4の部分すべてにつきまして、ここは一括していろいろとランダムで結構ですので、御議論いただきたいと思います。

いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

廣田委員、よろしくお願いします。

(廣田委員)

人の問題でございますけれども、15ページと16ページでございますが、まず、15ページの(5)の②の「調査の信頼性を確保するための方策」のところにつきましては、指定調査機関の話でございますので確認ですけれども、その下の専門的資格というのは、これは国で対応されるというように理解していいのかということと、一方、16ページの方の上から2つ目の(ウ)のところの下線部のところは、すみません、議論を忘れてしまったのですが、ここはあえて民間という言葉が入っておりますので、その辺再確認といいますか、補足的な御説明をいただければと思います。

(高橋座長)

これは御質問ですので、事務局の方に御回答いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(佐藤課長補佐)

最初の御質問ですけれども、15ページの(5)のところでございます。②ですが、「指定の際の資格要件の見直し」と、例えば技術管理者に関する専門的資格の導入というところでございます。このところ、今、調査機関の指定に当たりまして技術管理者の要件がございますけれども、今後、技術管理者が何らかの専門的資格を持っている者について、そういった者を配置して

いる指定調査機関を認定するようなことが考えられます。この専門的資格なんですけれども、これは必ずしも国家資格がよいのか、あるいは民間レベルでもきちんとした資格を持っていればいいのか、それはこれから御議論いただくことになろうかと思います。ということを考えております。

それから、16ページの先ほどの上の方の（ウ）の御質問です。ここは、まず、土地取引とか不動産鑑定、それから担保評価、金融機関がそれぞれの目的に応じて、今、履歴等調査、フェーズ1調査が行われております。それは、そこで行われている調査というのは、土地鑑定でどのようなことが求められるか、あるいは金融機関としてどういう担保評価が求められるか、あるいは土地取引でどういう履歴等調査が求められるかということが、今、民間では必要になってございます。

それぞれに求められるその標準化については、検討すべきではないかというふうなことが考えられます。また、そういった、ここで議論している、書いてございますのは、まさに民民の土地取引とか、金融機関の評価とか、そういったところでございますので、そうした何か民間で適当な資格があれば、そういったものの推奨をしていくとか、導入を検討すべきではないかというような記述でございます。

（高橋座長）

よろしいでしょうか。

それでは、神谷委員、お願いします。

（神谷委員）

21ページの規制対象物質について、見直しを検討すべきということが記述してありますが。

（高橋座長）

すみません、19ページですね。

（神谷委員）

既に対策済みの土地に対して新しい環境物質の規制がでた場合に、再度一から対策しなさいということは国民に過重な負担を与えることになります、その場合にはどのような仕組みにするかを十分検討し過重な負担を避けることを法律に盛り込むべきと考えます。

（高橋座長）

ここはどうなのでしょう。

では、大塚委員、何か言いたげですので。

（大塚委員）

水質汚濁防止法でも同様の問題があります。今までも規制対象物質を見直すというのはあったので、そういうことは一般的にはあり得ると思います。ですから、ないというふうに決めてしまうというのは、ちょっとなかなか難しいと思います。科学的な知見が充実するに従って、新しく健康被害の観点から規制が必要になるということはあることで、これ自体は、諸外国でも当然認められているところですので、残念ながら無理だとかやらないとかいうふうに言うわけには、ちょっといかないのではないかと思います。

（高橋座長）

神谷委員、いかがですか。

(神谷委員)

やらないという意味ではなくて、当然やるべきなんです、そのときの費用とか負担をどうするかを、検討すべきと、そういう意見です。

(大塚委員)

はい。わかりました。

(高橋座長)

いかがでしょうか。ここの論点について、御提案、いろいろ出てきましたが、前川委員、いかがですか。

(前川委員)

多分、今の神谷委員の非常に大切なところは、既に土壤汚染対策法に基づいて調査をして問題はなかったという土地について、新たに物質が規制された場合に、新たな法律の対象になるということもあり得るだろうと。そういう場合にどういうふうに対処するかについても検討するべきだというふうな趣旨だと思いますけれども、それでいかがですか。

(高橋座長)

ですから、含意はそういう趣旨だと。こういうことで合意できるかどうかと、こういう話ですが、神谷委員、いかがでしょうか。

(神谷委員)

了解致しました。

(高橋座長)

どうでしょう。

では、中杉委員、いかがでしょうか。

(中杉委員)

神谷委員が言われているような趣旨、非常に重要なポイントなんですけれども、それは十分、今の制度の中でも認識されているというふうに思いますので、議事録にきっちり残りますから、あえてここに、文章に入れるかどうかという話なんですけれども。実際に、この土壤汚染だけじゃなくて、埋立処分地みたいなものも、だんだん規制が厳しくなってくる。過去の処分地は、今のあれから見ると合わなくなってくるのがたくさんあるんです。でも、それについて、じゃあ、もう一回やり直すかという話にはならないですよ。なかなか実質難しい。それをどうするかというのは、一つの大きな議論としてある。そういう問題は十分あるので、一律に適用してやるんだというふうに、一律の問題じゃない。どういうふうにするかというのを工夫をしなきゃいけないだろうというふうに、私は認識しております。

(高橋座長)

そういうことを、法律的にも当然の前提にしているということで、この文章は解釈するというのを、今の中杉委員のように議事録にとどめておくということで、よろしいでしょうか。それ

とも、ほかに先生方いかがですか。神谷委員、それでよろしいですか。

どうもありがとうございます。それでは、そのような形で、この部分は議事録にしっかりと、その部分をとどめておくということにさせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

では、佐藤雄也委員、お願いします。

(佐藤(雄)委員)

13ページの(3)なんですけれども、土壌汚染に関する情報で、集積・公開、それから情報の引継ぎというポイントが掲げられていますけれども、肝心の情報の内容なんですけれども、これがまちまちだと利用しにくいと思うんですね、引き継がれても。そういう意味では、内容を統一というのと、それ以上やっちゃいけないようにもとられちゃうので、最低限こういうものは確保しておくようにというふうな、そういう何かいい表現がないかなと、実際、今考えておったんですけれども。

と言いますのは、(3)の前書きの一番最後で、「法律の対象とならない部分も含めて何らかの仕組みを検討すべき」とあるんですが、自主調査の場合に、3条調査並みにやっていないとだめだとか、操業中であれば10メートル・メッシュごとになんてできっこないわけですから、そういうようなことも含めて、じゃあ、どこまでやったらいいのというふうなときに、情報の内容というのはかなり重要になってくるんじゃないかと思うんですね。そのときに、14ページの(イ)にありますように、詳細な情報って、詳細にやる分には一向に構わないんですけれども、肝心なところが抜けていて、詳細なところが入っているというのも困ると思うので、そこら辺の何か情報の統一という詳細な情報を排除しちゃっても困るんですけど、何かいい言葉が浮かばないものですから、何かここら辺、工夫できないかなと思っております。

(高橋座長)

これはどうでしょうか。具体の提案がありますか。

では、中杉委員。

(中杉委員)

多分、佐藤委員が言われるのは、言葉で言えば標準化みたいな話だと思うんですけれども、これはもう実際に今の中でも検討はされている話で、当然のことだろうと思います。こういうデータベースで管理すればもっといいだろうという話が当然あるんで、それは環境省が施策の中で、こういう標準フォーマットみたいなものですね、これはそれに従えてではないんですけれども、整理したらどうですかと。

これは、各自治体でもやられている話ですので、そういう意味ではあえて書かなくても当然のことかなというふうに、私は理解していますけれど。

(高橋座長)

ここは事務局はどうですか。そのところの御指摘について、どんなふうなイメージでここを書いていたかということなんです。

どうぞ。

(坂川課長)

そのところは(ア)の「基本的な情報」、それから(イ)の「詳細な情報」、この内容がどういうものであるのかというのは、この仕組みを検討する際に、具体的に詰めていかなければい

けない問題だろうと思っております。

ただ、法の対象とならない部分も含めてということになりますと、基本的なところとして最低限必要なものと、プラスできれば、あった方がいい情報とか、そういう仕分けも必要になってくるのかなというふうに考えております。

いずれにしろ、具体的なことは、今後検討していかなければいけないと思っております。

（高橋座長）

多分、今の御説明で大体、標準化のイメージも入っている。このように読み取れるのではないかと、私自身思いましたので、ここは。

それでは、佐藤雄也委員。

（佐藤（雄）委員）

わかりました。特に私、気になったのは、前のところで言わなくちゃいけなかったのかもしれないんですが、13ページの②の（イ）のところで、自主調査の場合、標準化というのが特になると、実際にその工場などが調査した後、自治体に持ってきたときに、それがまちまちですと、なかなか自治体も対応しにくいんじゃないかと思ひまして。御趣旨はよくわかりました。

（高橋座長）

どうもありがとうございます。「一定の要件の下に」というので入っていると思いますので、そこも修正なしという取扱いにいたします。

貴重な御指摘ありがとうございます。そういう標準化ということが、この報告書の問題意識にあるということを、ここで確認させていただきたいと思ひます。

では、中杉委員、いかがでしょうか。

（中杉委員）

細かいところなんですけど、15ページの（5）の①の（イ）の方ですけども、これ私が申し上げたように分けていただいたんですが、下の方の「低コストの簡易調査方法」というものの導入と書いてあるんですが、これ確かにそのとおりなんですけど、実際に今、簡易調査方法をいろんなところで開発してやっているんですが、意外と1検体当たりで見るとコストが安くならないものですから、「低コストの」と言ってしまうと、ちょっと縛り過ぎてしまうかなと。

どういうふうにしたらいいのかな、最後に「低コストの簡易調査方法等」にするのかというと、「等」というと漠然としてしまうのかなと思うのですが、何て言ったらいいかわかりませんが、「低コストの簡易調査方法」というと、ちょっと今のところ技術的に追いついていないところがありますので、ちょっと縛り過ぎかな。もう少し広く読めるようにする必要があるのかなと思ひています。これでいろいろ読めてしまうよと、低コストの評価というののもいろいろありまして、1検体幾らだけでも、実際にそれを工事全体で見ると早く調査ができるというようなことになると、トータルとしては安くなるということがあるので、そういう意味では低コストだといってしまえばそのとおりなんですけど。ちょっとこの「低コスト」というのを狭くとらえられると、ちょっと困るなということで申し上げました。まあ、そこは、そういうものも含めてだということで、この議事録で確認するというので、この場でもう結構かと思ひますけど。

それからもう1件、最後の20ページのところの、上の②の（イ）のところですけども、「悪臭の問題等があり、技術的知見」というふうに書いてあるんですが、少し狭過ぎないかなというふうに思ひています。これは技術的というと、対策技術みたいなイメージを持たれてしまうので、評価も含めてということになると、のぎへんの「科学的な知見」というふうに。

(高橋座長)

すみません。ちょっと私、今、把握できていないのですが、何ページですか。

(中杉委員)

最後の20ページです。一番後ろです。上の(イ)のところでは。

(高橋座長)

ああ、ここですね。はい。

(中杉委員)

はい。ごめんなさい。

悪臭等の問題等がありで、技術的というイメージ的には対策というような話に見えてしまうので、評価も含めてということになると、のぎへの「科学的知見」の方がよろしいのかなというふうに。

(高橋座長)

ああ、そういう御指摘ですか。これは文言の話のようですね。

はい、どうぞ。

(坂川課長)

御指摘のとおり、「科学的知見」の方が多少広くなると思いますので、そのようにしたいと思いますが、その場合、(ウ)の方も同じ表現がありますが、そちらはどうでしょうか。

(中杉委員)

そっちは見落としていました。同じように「科学的知見」の方がよろしいかと思います。

(高橋座長)

それから、先ほどの15ページの御指摘ですが、おっしゃった意味、よく後でわかりまして、これ、(ア)が「低コスト・低負荷型」になっていますよね。(イ)も「低コスト・低負荷」と言えば、中杉先生がおっしゃった意味が何となく反映できるような気がしたんですが、そうではないでしょうか。

(中杉委員)

実際に低コストの安いというのととらえ方というのはいろいろありまして、狭い意味でとらえられてしまうと、1カ所調査するのに幾らというので……。

(高橋座長)

いやいや。ですから、中ポツは別にa n dではなく、o rにもとれますが。

(中杉委員)

それでも結構です。

(高橋座長)

では、「低コスト・低負荷の」。違うの。

(坂川課長)

実は、対策技術の方に「低負荷型」とあるのは、対策を講じようと思って、かえってそれが周辺に悪影響を及ぼすという。

(高橋座長)

そういう意味なんですか。

(坂川課長)

そういう「負荷」というものもあり得るので、そういうことがないようにという意味も、実は含んでおります。

それで、調査の場合は、そういうことを余り考えられないので、「低負荷」というのはあえてつけなかったということなんでしょうありますが、中杉委員の御指摘も踏まえまして、ここは(イ)は「低コストの」を削除して、単純に「簡易調査方法の」でも、よろしいのではないかと思います。

(高橋座長)

では、そんな形で「低コストの」を取るということで処理させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

前川委員、では、お願いします。

(前川委員)

同じく(5)の①のところですけども、「低コスト」というところ、今、取るというお話でしたけれども、私、このところについては、この「低コスト」という意味の中には、例えば分析手法についてより安い方法で、簡易的な方法を取るというものの以外に、そのサイトの特性に応じた、一律ではなくて指定調査機関の判断によって、合理的な手法も取り得るというものも含まれているのかなというふうに感じたんですけども、そういう意味は入っているというふうに理解してよろしいでしょうか。

(高橋座長)

中杉委員、どうぞ。

(中杉委員)

ここは私が、前の環境省の案では、調査技術となっていたというふうに思います。それは技術ではなくて方法としていただいたのは、前川委員が言われたような話を含んでいるというふうに解釈しています。調査方法を幾らでも工夫すれば、同じ技術を用いても簡易、あるいは安くできるということが起こり得るので、それはそういう意味で、たしか原案が技術だったというふうに思い、私が、方法がいいというふうに申し上げたという記憶はありますけれども、間違っているかもしれません。そういう趣旨で含まれているというように、私は解釈しています。

(高橋座長)

では、ここはそういう方法だということですので、それで、御指摘の内容を踏まえられないのではないかと思います。

どうもありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。いろいろ御指摘いただいてまいりましたが。

先ほども事務局から御説明がありましたが、17ページの(6)の(エ)の、いわゆる企業会計の部分につきましては、先ほどの御説明のように、藤井委員とも御相談の上、反映させていただくということで処理させていただきたいと思います。

それ以外に、何か御指摘があればと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、多少ちょっと今まで幾つか文章の修正等もございましたので、ちょっと確認をさせていただければと思います。ただ、私の手元の控えではチェックできていない部分があると思います。

具体で言うと、どこの部分になりますでしょうか。

事務局の方、ちょっと御紹介いただければと思いますが。

(佐藤課長補佐)

では、私の方からまとめて御説明します。

最初の方からいきまして、4ページですけれども、データについて御意見がありまして、ここにつきましては、土壤環境センターのデータをそのまま用いるんですけれども、注釈で受注件数ベースであるとか、そういった趣旨をここに加えるということでございます。

それから、10ページにいきまして、(2)の法律の対象範囲について①の下のところでございますが、自主的な調査には「次のような問題がある。」というような記述ぶりでしたけれども、ここを「次のような課題がある」というふうに修正いたします。

それから11ページにいきまして、一番上のローマ数字の(iii)ですが、今、原文では、「搬出される汚染土壌が不適正に処理されるおそれがある。」というふうになっておりますが、ここを「搬出される汚染土壌が適正な管理がなされないかたちで処理されるおそれがある。」というふうな記述ぶりにいたします。

それから15ページにまいりまして、今、御議論いただいたところでして、(5)の①、(イ)「低コストの簡易調査方法」につきましては、「低コストの」を削除して単に「簡易調査方法の導入を検討し」というような文言に修正いたします。

それから、最後のページになりまして、生活環境保全と生態系のところ(イ)、(ウ)ですけれども、ここが「技術的知見を深めていくべき」というところを、「科学的知見を深めていくべき」のような文言に修正いたします。

以上でございます。

(高橋座長)

先生方、今の事務局の御紹介で、漏れている点等、お気づきの点がございましたらば、御指摘いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、予定よりもかなり早く議論が尽きてしまいまして、まあ、これ以上不要にいろいろと議論をのばす必要もないと思いますので、本日の議論につきましては、ここまでにさせていただきたいと思います。

なお、最初に御紹介いただきましたように、今回で懇談会は最後にさせていただきたいと思います。今、修正点を確認いただきましたので、基本的にはこのような修正点を加えた上で、最終的な本懇談会の報告とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。そういう形での処理で。

(異議なし)

(高橋座長)

どうもありがとうございます。

なお、今回の議事録につきましては、事務局で調整後、発言をなさった委員の方などへの確認方、何とぞよろしくお願いいたします。

これまで、私、座長を務めさせていただきましたが、皆様の御協力をもちまして、懇談会、円滑に運営をすることができましたことを感謝申し上げたいと思います。まことにどうもありがとうございました。

それでは、事務局の方に司会を戻したいと思います。

(坂川課長)

それでは、きょうで最後ということになりますので、審議官の白石から、一言ごあいさつ申し上げます。

(白石審議官)

委員の先生方におかれましては、昨年の6月以来8回にわたりまして、長期間、しかも御熱心に御議論いただきまして本当にありがとうございました。本日も年度末のあわただしい日に御参集いただきまして、本当にありがとうございます。

今後の土壤環境施策の根幹にかかわります、大変重要な課題の数々につきまして、本当に幅広い観点から貴重な御意見、御指摘をちょうだいいたしました。これを受けまして、私ども環境省といたしましては、きょう、傍聴にも来ていただいております関係省庁とも連携をしながら、施策の具体化を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、報告書を後で、てにをはの最終のチェックがございましたけれども、それを受けた報告書、今日、事実上、これで固まっておりますけど、これを今読ませていただいても、制度的な検討が必要な事項も幾つかあるなというふうに思いますので、今後、なるべく早い時期に、中央環境審議会に御報告を申し上げて、引き続きそちらの方で御議論いただくことになろうかというふうに考えております。

今後とも、土壤環境施策、さまざまな面がございます。こういう環境の面だけではなくて、経済的な取引の場、あるいは不動産の取引、あるいは最近では金融関係との関係と、いろいろございます。引き続き、委員の皆様方から御指導をちょうだいいたしますようお願い申し上げます、私のあいさついたします。

本当に長い間、ありがとうございました。

(坂川課長)

それでは、以上をもちまして、懇談会を閉会とさせていただきます。

大変ありがとうございました。